

# 令和元年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

## 1 養介護施設従事者による高齢者虐待についての対応状況

### (1) 相談・通報対応件数(表1)

令和元年度都内で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、237件であった。平成30年度は209件であり、28件増加した。

表1 相談・通報件数

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
件数	237	209	167	151	109

### (2) 相談・通報者(表2)

相談・通報者の内訳は「当該施設職員」が22.8%と最も多く、次いで「施設・事業所の管理者」が22.0%、「家族・親族」が21.3%であった。

表2 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	3	57	61	17	59	12	3	1	14	0	0	0	2	24	15	268
構成割合(%)	1.1	21.3	22.8	6.3	22.0	4.5	1.1	0.4	5.2	0.0	0.0	0.0	0.7	9.0	5.6	-

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数237件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数268人に対するもの。

### (3) 事実確認の状況(表3)

令和元年度において、「事実確認を行った事例」は212件、「事実確認を行わなかった事例」は49件であった。「事実確認を行った事例」のうち、「虐待の事実が認められた事例」が73件、「事実が認められなかった事例」が89件、「判断に至らなかった事例」が50件であった。

一方、事実確認を行わなかった49件について、「虐待ではなく調査不要と判断した」が6件、「調査を予定している又は検討中の事例」が18件、「その他」が25件であった。

表3 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	割合(%)		
		(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度前に通報・相談)	
事実確認調査を行った事例	212	(188)	(24)	(81.2)
事実が認められた	73	(63)	(10)	[28.0]
事実が認められなかった	89	(78)	(11)	[34.1]
判断に至らなかった	50	(47)	(3)	[19.2]
事実確認調査を行っていない事例	49	(49)	(0)	(18.8)
虐待ではなく調査不要と判断した	6	(6)	(0)	[2.3]
調査を予定している又は検討中の事例	18	(18)	(0)	[6.9]
都道府県へ調査を依頼	0	(0)	(0)	[0.0]
その他	25	(25)	(0)	[9.6]
合計	261	(237)	(24)	100

(4) 都道府県への報告

事実確認を行った事例 212 件のうち、区市町村から都道府県へ報告があり、「虐待の事実が認められた」ものが 73 件であった。

(5) 虐待の事実が認められた事例について

① 施設・事業所の種別(表4)

虐待の事実が認められた 73 件の施設・事業所の主な種別は、「(介護付き) 有料老人ホーム」が 23 件、「特別養護老人ホーム」が 17 件、「認知症対応型共同生活介護」が 13 件であった。

表4 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	合計
件数	17	9	13	3	23	1	3	4	73
構成割合(%)	23.3	12.3	17.8	4.1	31.5	1.4	4.1	5.5	-

② 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級及び要介護状態区分について集計した。1件の事例に対して被虐待高齢者が複数の場合があるため、73件の事例に対し被虐待高齢者は140人であった。(ただし、特定できない者は除く)

ア 性別(表5)

「男性」が33人、「女性」が107人であった。

イ 年齢(表6)

「不明」を除き、「85～89歳」が25人と最も多く、「90～94歳」が22人、「80～84歳」が18人、「75～79歳」が11人、「70～74歳」が7人、「95～99歳」が5人、「65～69歳」が3人、「65歳未満障害者」「100歳以上」が各2人であった。

表5 被虐待高齢者の性別

	男	女	合計
人数	33	107	140
構成割合(%)	23.6	76.4	-

表6 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
人数	2	3	7	11	18	25	22	5	2	45	140
構成割合(%)	1.4	2.1	5.0	7.9	12.9	17.9	15.7	3.6	1.4	32.1	-

ウ 要支援・要介護状態区分(表7)

「要介護5」が27人、「要介護4」が34人、「要介護3」が44人で、要介護3～5が全体の7割以上となっている。この他は「要介護2」が15人、「要介護1」が8人、「要支援2」が1人、「不明」が11人であった。

表7 被虐待高齢者の要支援・要介護状態区分

要介護度	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	1	0.7
要介護1	8	5.7
要介護2	15	10.7
要介護3	44	31.4
要介護4	34	24.3
要介護5	27	19.3
不明	11	7.9
合計	140	-

- ① 虐待の種別・類型は「介護等放棄」が72人、「身体的虐待」「心理的虐待」が各46人、「性的虐待」が7人、「経済的虐待」が1人であった。(表8-1)

また、被虐待高齢者140人のうち、虐待に該当する身体拘束を受けたのは13人であった。(表8-2)

表8-1 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	46	72	46	7	1	172
構成割合(%)	32.9	51.4	32.9	5.0	0.7	-

※ 1件の事例に対し複数の被虐待高齢者及び複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者の実人数140件と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待者の実人数140人に対するもの。

表8-2 虐待に該当する身体拘束の有無

	人数	構成割合(%)
拘束あり	13	9.3
拘束なし	127	90.7
合計	140	100.0

- ② 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等(以下「虐待者」という。)の年齢及び職種について、特定できた者のみ集計した。

ア 年齢(表9)

「30歳未満」が21人、「40～49歳」が12人、「30～39歳」が10人、「60歳以上」が7人、「50～59歳」が4人、「不明」が46人であった。

イ 職種(表10)

「介護職員」が91人、「管理職」が4人、「看護職」が3人、「経営者・開設者」「その他」が各1人であった。

表9 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	21	10	12	4	7	46	100
構成割合(%)	21.0	10.0	12.0	4.0	7.0	46.0	-

表 10 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他	合計
人数	91	3	4	0	1	1	100
構成割合 (%)	91.0	3.0	4.0	0	1.0	1.0	-

⑤ 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表 11)

区市町村が、虐待の事実が認められた事例 73 件に対して行った対応は次のとおりである。

区市町村による指導は「施設等に対する指導」が 62 件、「改善計画提出依頼」が 66 件、「虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導」が 27 件であった。

当該施設等における改善措置としては、「改善計画の提出」が 55 件であった。

表 11 虐待の事実が認められた事例への対応状況

区市町村による指導 (複数回答)	施設等に対する指導	62
	改善計画提出依頼	66
	虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導	27
当該施設等における改善措置 (複数回答)	施設等から改善計画の提出	55

## 2 養護者による高齢者虐待についての対応状況

### (1) 相談・通報対応件数(表12)

令和元年度、都内で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、4,136件であった。平成30年度は3,759件であり、377件(10.0%)増加した。

表12 相談・通報件数

	件数	増減(%)
令和元年度	4,136	377 (10.0)
平成30年度	3,759	172 (4.8)
平成29年度	3,587	344 (10.6)
平成28年度	3,243	187 (6.1)
平成27年度	3,056	97 (3.3)

### (2) 相談・通報者(表13)

「介護支援専門員」の割合が34.4%と最も多く、次いで「警察」が13.5%、「介護保険事業所職員」が9.1%であった。

表13 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	1,491	393	247	166	37	317	345	91	309	583	350	3	4,332
構成割合(%)	34.4	9.1	5.7	3.8	0.9	7.3	8.0	2.1	7.1	13.5	8.1	0.1	-

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数4,136件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数4,332人に対するもの。

### (3) 事実確認の状況(表14)

令和元年度において、「事実確認調査を行った」が97.7%、「事実確認調査を行っていない」が2.3%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は0.4%であり、「訪問調査を行った事例」が74.4%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が22.8%であった。

表 1 4 事実確認の実施状況

	件数	(うち調査対象 年度内に通 報・相談)	(うち調査対象 年度以前に通 報・相談)	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	4,169	4,040	129	97.7
立入調査以外の方法により調査を行った事例	4,150	4,022	128	(97.3)
訪問調査を行った事例	3,175	3080	95	[74.4]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	975	942	33	[22.8]
立入調査により調査を行った事例	19	18	1	(0.4)
警察が同行した事例	18	17	1	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0	0	[0.0]
援助要請をしなかった事例	1	1	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	98	96	2	2.3
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	52	52	0	(1.2)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	46	44	2	(1.1)
合 計	4,267	4,136	131	-

(4) 事実確認調査の結果(表 1 5 - 1、表 1 5 - 2)

事実確認の結果、区市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は、2,842 件であった。平成 30 年度は 2,786 件であり、56 件(2.0%)増加した。

表 1 5 - 1 事実確認調査の結果

	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	2,842	68.2
虐待ではないと判断した事例	568	13.6
虐待の判断に至らなかった事例	759	18.2
合 計	4,169	-

表 1 5 - 2 虐待を受けた又は受けたと判断した事例

	件数	増減 (%)
令和元年度	2,842	56 (2.0)
平成30年度	2,786	58 (2.1)
平成29年度	2,728	297 (12.2)
平成28年度	2,431	12 (0.5)
平成27年度	2,419	219 (10.0)

以下、虐待判断事例件数、2,842 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応事例等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型(表 1 6)

1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 2,842 件に対し、被虐待高齢者人数は 2,911 人であった。

養護者による被虐待高齢者の総数 2,911 人のうち、「身体的虐待」の割合が 63.2%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 45.5%、「介護等放棄」が 26.1%、「経済的虐待」が 18.1%、「性的虐待」が 0.3%であった。

表 1 6 虐待の種類・類型 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	1,865	742	1,333	8	456	4,404
構成割合(%)	64.1	25.5	45.8	0.3	15.7	-

※ 1 件の事例に対し複数の被虐待高齢者及び複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者の実人数 2,911 件と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待者の実人数 2,911 人に対するもの。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢(表 1 7、表 1 8)

性別では「女性」が 75.7%、「男性」が 24.3%と「女性」が全体の約 8 割を占めていた。年齢階層別では、「80～84 歳」が 24.7%と最も多かった。

表 1 7 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	707	2,204	2,911
構成割合(%)	24.3	75.7	-

表 1 8 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	191	315	622	718	645	420	0	2,911
構成割合(%)	6.6	10.8	21.4	24.7	22.2	14.4	0.0	-



イ 要介護認定者数(表19)

被虐待高齢者 2,911 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 73.8% (2,148 人)と、7 割以上が要介護認定者であった。「未申請」の者は、21.6%(629 人)であった。

表 19 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	629	21.6
申請中	99	3.4
認定済み	2,148	73.8
認定非該当(自立)	34	1.2
不明	1	0.0
合計	2,911	-

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度(表20、表21)

要介護認定者 2,148 人における要介護状態区分は、「要介護1」が 23.9%と最も多く、次いで「要介護2」が 19.6%、「要介護3」が 18.0%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は、74.2%であり、被虐待高齢者全体(2,911 人)の 54.8%を占めた。

表 20 要介護者認定者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
要支援1	153	7.1
要支援2	155	7.2
要介護1	514	23.9
要介護2	420	19.6
要介護3	387	18.0
要介護4	312	14.5
要介護5	202	9.4
不明	5	0.2
合計	2,148	-
要介護3以上(再掲)	(901.0)	(41.9)

表 21 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	147	6.8
自立度Ⅰ	366	17.0
自立度Ⅱ	674	31.4
自立度Ⅲ	569	26.5
自立度Ⅳ	195	9.1
自立度Ⅴ	47	2.2
認知症はあるが自立度不明	109	5.1
認知症の有無が不明	41	1.9
合計	2,148	-
自立度Ⅱ以上(再掲)	(1594)	(74.2)

※「自立度Ⅱ以上(再掲)」には、「認知症はあるが自立度不明」を含む。

エ 虐待者と同居・別居の状況(表22)

「虐待者とのみ同居」が55.5%と、5割以上が虐待者とのみ同居であった。

表22 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	1,616	901	369	24	1	2,911
構成割合(%)	55.5	31.0	12.7	0.8	0.0	-

オ 世帯構成(表23)

「未婚の子と同居」が42.5%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が22.1%であった。

表23 世帯構成

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	253	644	1,238	297	272	205	2	2,911
構成割合(%)	8.7	22.1	42.5	10.2	9.3	7.0	0.1	-

※ 未婚の子とは配偶者がいたことのない子を指す。

カ 虐待者の状況(表24-1、24-2)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が39.3%と最も多く、次いで「娘」が22.7%、「夫」が18.7%の順であった。年齢階層別では、「50-59歳」が28.2%と最も多かった。

表24-1 虐待者と被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	575	240	1,212	700	65	23	68	73	123	3	3,082
構成割合(%)	18.7	7.8	39.3	22.7	2.1	0.7	2.2	2.4	4.0	0.1	-

表24-2 虐待者の年齢

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	合計
人数	10	48	158	510	869	250	184	188	225	264	127	41	208	3,082
構成割合(%)	0.3	1.6	5.1	16.5	28.2	8.1	6.0	6.1	7.3	8.6	4.1	1.3	6.7	-

※虐待者が複数の場合があるため、被虐待高齢者数2,911人に対し、虐待者人数は3,082人であった。

(7) 虐待への対応策

ア 分離の有無(表25)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が27.0%と、約3割の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は55.4%であった。

表25 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	1,181	27.0
被虐待者と虐待者を分離していない事例	2,422	55.4
現在対応について検討・調整中の事例	71	1.6
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居,入院,入所等)	413	9.4
その他	285	6.5
合計	4,372	-

※ 平成31年3月31日以前に虐待を受けたと判断した事例であって、虐待への対応が平成31年4月1日以降に行われた事例も含むため、合計人数は令和元年度の被虐待高齢者数2,911人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応(表26)

「分離を行った事例」1,181人における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が33.8%と最も多く、次いで、「医療機関への一時入院」が18.9%、「緊急一時保護」が13.4%、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が11.5%の順であった。

また、「面会の制限を行った事例」は「緊急一時保護」を行った事例で106人と一番多かった。

表26 分離を行った事例の対応の内訳(最初に行った対応)

	人数	構成割合(%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	399	33.8	72
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	141	11.9	98
緊急一時保護	158	13.4	106
医療機関への一時入院	223	18.9	29
上記以外の住まい・施設等の利用	136	11.5	34
虐待者を高齢者から分離(転居等)	80	6.8	16
その他	44	3.7	9
合計	1,181	-	364

ウ 分離していない事例の対応の内訳(表 2 8)

「分離していない事例」2,422 人における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 56.3%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 27.3%であった。

表 2 7 分離していない事例の対応の内訳 (重複可)

	人数	構成割合(%)
養護者に対する助言・指導	1,364	56.3
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	69	2.8
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	222	9.2
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	661	27.3
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	139	5.7
その他	443	18.3
経過観察(見守り)	482	19.9
合計	3,380	-

※ 構成割合は、分離していない事例における被虐待者の人数 2,422 人に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応(表 2 8)

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済」が 182 人、「利用手続き中」が 110 人でありこれらを合わせた 292 人のうち、区市町村申し立ての事例は 202 人 (69.2%) であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用開始」は 34 人であった。

表 2 8 権利擁護に関する対応

	人数
a)成年後見制度利用開始済	182
b)成年後見制度利用手続き中	110
上記a,bのうち市町村長申し立ての事例	202
上記a,bのうち市町村長申し立てではない事例	90
日常生活自立支援事業利用開始	34

### 3. 区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和元年度末の状況の調査結果を表29に示す。

表29

		R1実施済み	未実施	H30実施済み
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)	市町村数	58	4	56
	構成割合(%)	93.5%	6.5%	90.3%
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修 (調査対象年度中)	市町村数	49	13	51
	構成割合(%)	79.0%	21.0%	82.3%
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 (調査対象年度中)	市町村数	47	15	46
	構成割合(%)	75.8%	24.2%	74.2%
居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知 (調査対象年度中)	市町村数	50	12	51
	構成割合(%)	80.6%	19.4%	82.3%
介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知 (調査対象年度中)	市町村数	48	14	46
	構成割合(%)	77.4%	22.6%	74.2%
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	51	11	51
	構成割合(%)	82.3%	17.7%	82.3%
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	48	14	45
	構成割合(%)	77.4%	22.6%	72.6%
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	34	28	31
	構成割合(%)	54.8%	45.2%	50.0%
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	37	25	34
	構成割合(%)	59.7%	40.3%	54.8%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	53	9	50
	構成割合(%)	85.5%	14.5%	80.6%
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	市町村数	39	23	42
	構成割合(%)	62.9%	37.1%	67.7%
高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	46	16	49
	構成割合(%)	74.2%	25.8%	79.0%
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	50	12	54
	構成割合(%)	80.6%	19.4%	87.1%
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	市町村数	39	23	50
	構成割合(%)	62.9%	37.1%	80.6%
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	市町村数	40	22	-
	構成割合(%)	64.5%	35.5%	-
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	55	7	-
	構成割合(%)	88.7%	11.3%	-
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	53	9	-
	構成割合(%)	85.5%	14.5%	-